

新	旧
<p>萩医療圏地域医療構想病床機能等検討部会設置要綱</p>	<p>病床機能等医療のあり方検討部会設置要綱</p>
<p>(趣旨) 第1条 萩医療圏地域医療構想調整会議（以下「会議」という。）設置要綱第6条第1項の規定に基づき、病床機能の分化・連携・転換を含む萩医療圏における<u>病床機能の検討</u>を行うため、病床機能等検討部会（以下「部会」という。）を設置する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 萩医療圏地域医療構想調整会議（以下「会議」という。）設置要綱第6条第1項の規定に基づき、病床機能の分化・連携・転換を含む萩医療圏における<del>医療のあり方に関する</del>検討を行うため、病床機能等<del>医療のあり方</del>検討部会（以下「部会」という。）を設置する。</p>
<p>(協議事項) 第2条 部会は次の事項について検討する。 <u>(1) 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること</u> <u>(2) 病床機能報告制度に関し、必要な情報等の共有に関すること</u> <u>(3) 地域医療介護総合確保基金を活用するなどによる病床機能転換のための建替計画及び施設・設備整備計画に関すること</u> <u>(4) その他地域医療構想の達成の推進に関すること</u></p>	
<p>(組織) 第3条 部会は、会議の会長が選任する委員をもって構成する。 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。</p>	<p>(組織) 第2条 部会は、会議の会長が選任する委員をもって構成する。 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。</p>

<p>(運営)</p> <p>第4条 部会は、必要に応じ開催する。</p> <p>2 部会は、<u>会議の会長</u>が招集する。</p> <p>3 部会長は、<u>会議の議長</u>となり、<u>議事を整理</u>する。</p> <p>4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。</p> <p>5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、その意見を聴くことができる。</p>	<p>(運営)</p> <p>第3条 部会は、必要に応じ開催する。</p> <p>2 部会は、<del>部会長</del>が招集する。</p> <p>3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。</p> <p>4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、その意見を聴くことができる。</p>
<p>(庶務)</p> <p>第5条 部会の庶務は、萩健康福祉センターで処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第4条 部会の庶務は、萩健康福祉センターで処理する。</p>
<p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。</p>